

第1章 計画の基本事項

1-1 (仮称)練馬区農の学校の概要

(1) 背景

練馬区は23区最大の農地面積を有しており、区内で営まれる都市農業は、区を特徴づける重要な産業ですが、都市農業・農地を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような背景から、「練馬区農業振興計画」(平成23年2月策定)では、基本目標「多様な魅力ある都市農業を展開する」に関連する基本方針として「都市農業の未来を支え、担う意欲のある多様な担い手・支え手を育成する」を位置付けました。

この基本目標・基本方針に沿って、区民・農業者・区が連携、協働して都市農業・農地を支えていくための人づくり、また、育成した人々を活かす仕組みづくりを進めるため、平成24年3月に「(仮称)練馬区農の学校基本計画」を策定し、「第I編 練馬区都市農業に関する人材育成・活用構想」において、人材育成・活用に関する基本理念・基本方針を次のように決めました。

都市農業・農地に対する意識

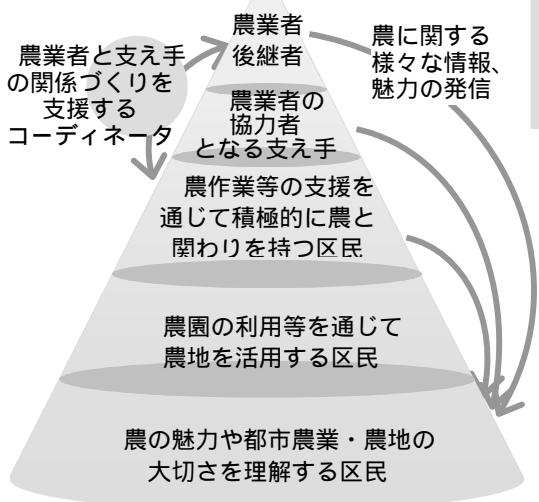
区民の意識と求めるもの

- ・農作業、農業体験の場と機会
- ・農の魅力にふれ、農を学ぶ機会

農業者の意識と求めるもの

- ・農作業を手伝うヘルパー・ボランティア
- ・農業者と支え手を仲介するコーディネータまたは農業者と支え手の交流の場

練馬区の都市農業に求められる人材像

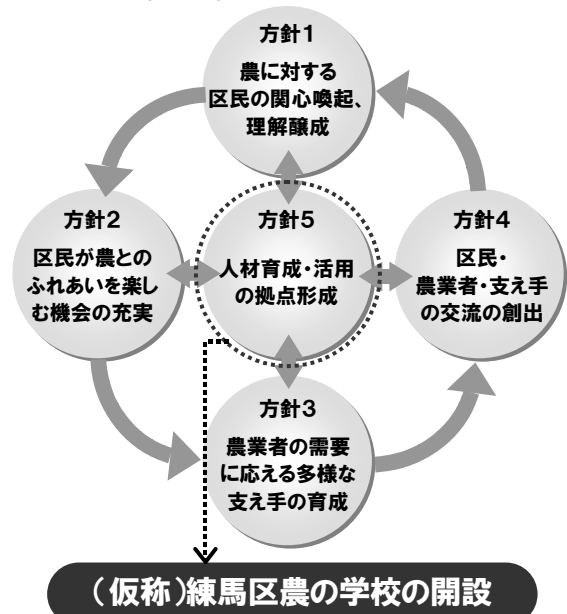


■ 人材育成・活用の基本理念 ■

区民一人ひとりの農とのふれあい、
区民・農業者・支え手のつながりによって、
「農の豊かさを実感できるまち、練馬」を築く

■ 人材育成・活用方針 ■

- ・人材の裾野である区民の農に対する関心を喚起し、農とのふれあい(農園利用等)を通じた農地保全への参画を進めるとともに、農業者を支える人材育成、区民・農業者・支え手の交流の創出により、求められる人材を増やしていく。
- ・上記の各々の場面で育成した人材が活躍することで、人材の育成と活用を相互に結び付け、継続した活動を進める拠点として「(仮称)練馬区農の学校」を設置する。



(2) 役割

(仮称)練馬区農の学校は、「練馬区都市農業に関わる人材育成・活用構想」を推進するため、区民に農業の魅力と役割を伝え、農に関心を持つ区民の中から農業を支える人材を育てるとともに、人材が活躍する場を提供する拠点として開設するものであり、次の 5 つの役割を担います。

(仮称)練馬区農の学校の役割	農とふれあう区民に、学びの場を提供する 農業者の支え手となる人材を育成する 農の魅力や大切さを区民に伝える情報発信を行う 区民・農業者・支え手の交流機会を提供する 修了生の活躍の場を創出する
----------------	---

1-2 実施計画の位置付け及び目的

(仮称)練馬区農の学校実施計画(以下、「実施計画」という。)は、(仮称)練馬区農の学校基本計画(平成24年3月策定)において、「(仮称)練馬区農の学校の基本的方向」として示された人材育成・活用に向けた取組、施設・用地及び運営の基本的考え方を踏まえ、(仮称)練馬区農の学校の開設及び運営のための具体的な取組、実施スケジュールなどを示すものです。

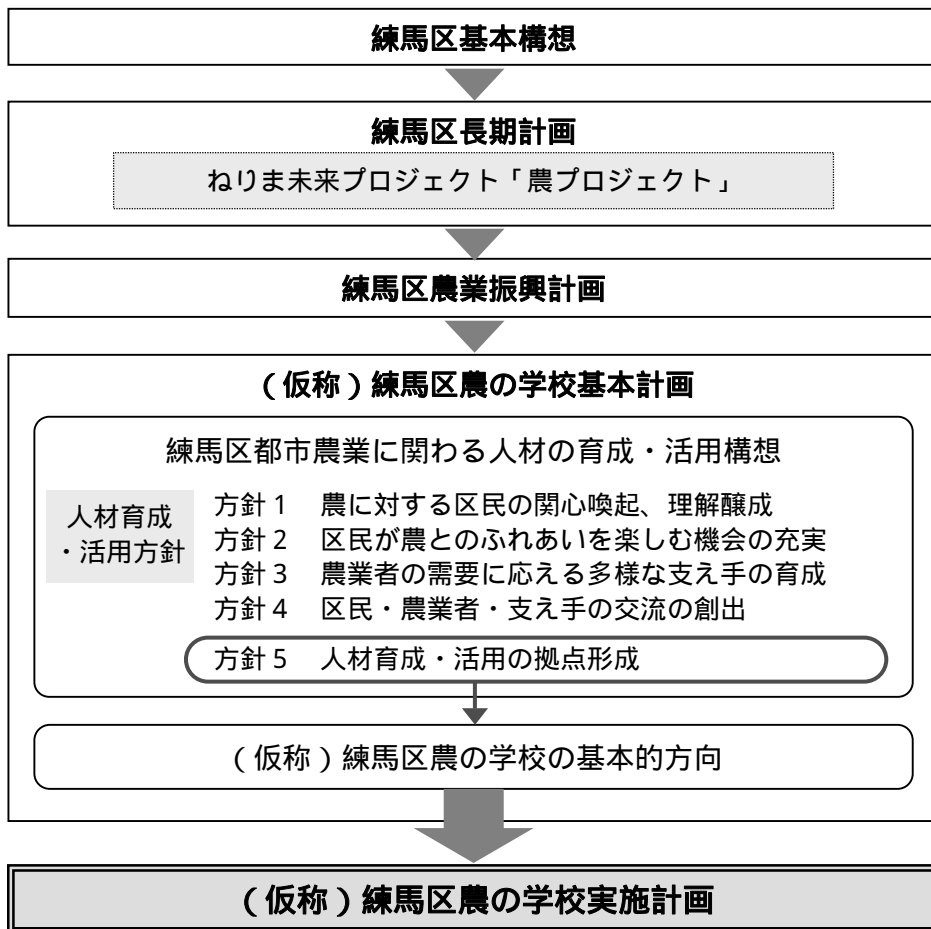


図 1-2-1 計画の位置付け

1-3 計画期間

実施計画の上位計画である（仮称）練馬区農の学校基本計画は、平成 24 年度から 9 年間で計画期間とし、平成 32 年度中に見直しを予定しています。また、（仮称）練馬区農の学校は、平成 25 年度に開設準備を進め、平成 26 年度中の開校を予定しています。

このため、実施計画は平成 25 年度を初年度とし、学校開設から 3 年が経過する平成 29 年度までの 5 年間で計画期間とします。

表 1-3-1 計画期間

	年度										
	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	
練馬区農業振興計画	→									改定	
（仮称）練馬区農の学校基本計画	→									改定	
（仮称）練馬区農の学校実施計画	策定	開校		→			見直し	→			

1-4 実施計画の対象範囲

実施計画は、（仮称）練馬区農の学校開設までの取組（平成 25・26 年度）と、開設後概ね 3 年間程度の間（平成 27～29 年度）に展開する初級・中級コースを中心とした人材育成、これらの人材を活用する取組を対象範囲とします（下図の点線の範囲）。

農業者の協力者となる人材育成に関わる上級コースの開設、修了生の学校運営への参画については、（仮称）練馬区農の学校開設後の取組の検証を行った上で、具体的な内容を検討し、平成 30 年度以降の次期実施計画において展開するものとします。

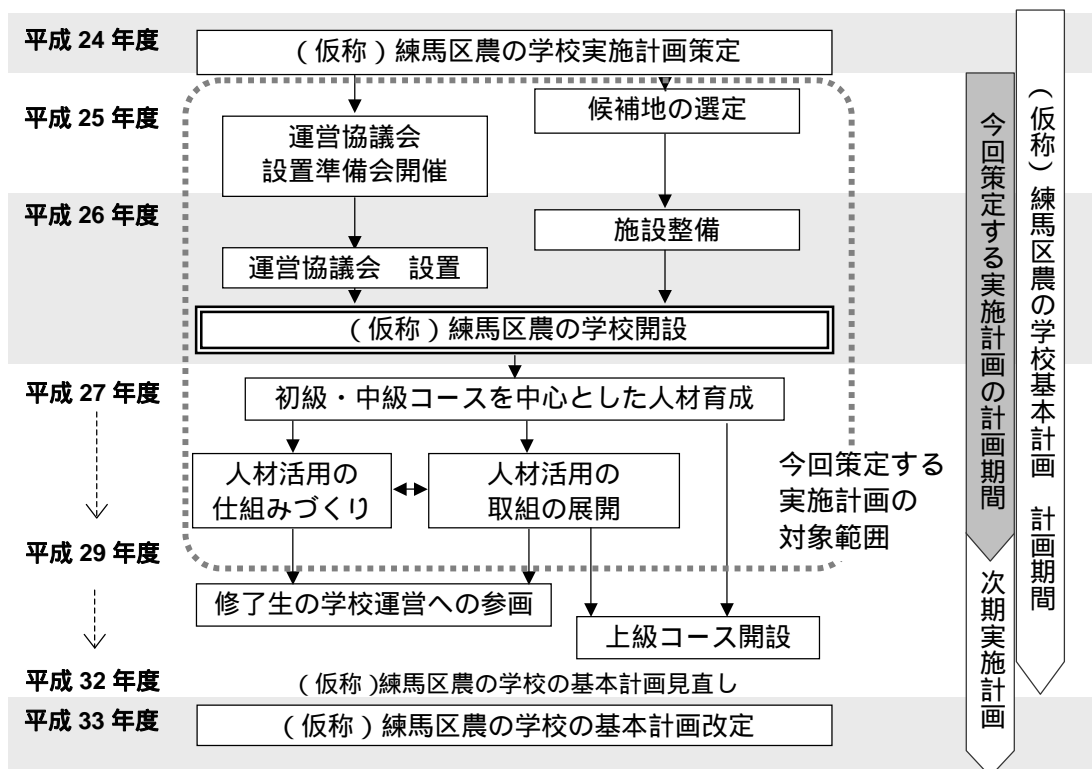


図 1-4-1 実施計画の対象範囲